

令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業公募型プロポーザル募集要領

この要領は、田原市（以下「市」という。）が発注する令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業（以下「本事業」という。）の契約予定者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定することについて必要な事項を定めるものである。

1 目的

本事業は、公共施設（以下、「施設」という。）への太陽光発電設備等の導入により、再生可能エネルギーを最大限地産地消し施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、停電を伴う非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業

(2) 事業期間

設備導入:令和6年度を想定（目的外使用許可の始期から当該年度末まで）

運転開始日:令和6年度中を想定（市と協議のうえ決定）

運転期間:運転開始日から20年間

なお、国の補助金を活用した事業については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

その場合、令和5年度中に協定の締結、令和6年度の補助採択後に契約の締結となる。

(3) 事業内容

対象施設における再生可能エネルギーの地産地消の推進及び地域防災拠点等での防災用電源を強化するため、本実施要領及び仕様書に基づく以下の業務

- | | |
|--------------------------------|----|
| ①再生可能エネルギー発電設備等の設置（施工）、運用、維持管理 | 一式 |
| ②発電した電力を施設へ供給 | 一式 |
| ③避難所となる施設への停電時の電力供給 | 一式 |

(4) 対象施設

- ・衣笠小学校（愛知県田原市田原町東栄巖70番地）
- ・高松小学校（愛知県田原市高松町蔵屋敷18番地）
- ・六連市民館（愛知県田原市六連町西ノ川51番地）
- ・田原東部市民館（愛知県田原市谷熊町鍛冶屋前1番地1）
- ・泉市民館（愛知県田原市江比間町二字郷中58番地2）

(5) 事業費用

事業費用については、仕様書のとおりとする。

なお、本事業における提案価格（対象施設の電気料金単価（以下「提案単価」という。）について上限を設定する。上限価格は、提案資格があると認められた者に対し、提案資格確認結果通知書とともに交付する。

(6) リスクへの対応

事業期間中、想定される主なリスクと責任分担については、別紙2「リスク分担表」を基本とする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業の公告の日の前日において本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく本市の入札制限を受けていないこと。
- (3) 田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領（平成19年2月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又は田原市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成19年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。
- (6) 本事業を実施するにあたり、以下の者を配置すること。
 - ア 電気主任技術者（第3種以上）の資格を有する者。
 - イ 本事業の施工に関する業務中は第一種電気工事士の資格を有する者。
 - ウ 設計に関する業務中は構造設計一級建築士の資格を有する者。
- (7) 別途仕様書で定める事業について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 参加申込みは、本事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同）とし、グループで参加する場合は、次のとおりとする。
 - ア グループで参加する場合は、事業役割を担う代表者1者（事業役割が複数の場合は、その代表者）を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責めを負うものとする。
 - イ 参加申込者は、構成員の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
 - ウ グループの構成員は、他のグループの構成員にはなれない。また、単独での参加もできないものとする。
 - エ 参加申込者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

4 参加にあたっての留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、募集要領、仕様書、評価基準等の記載内容を熟読

し、精査した上で申込みを行ったものとみなし、市の提示した条件等を承諾したものとする。

- (2) 今回のプロポーザル参加に要した費用はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (4) 提出された書類については変更できないものとし、返却しないものとする。
- (5) 提出された書類は田原市情報公開条例に基づき、情報公開の対象とする。
- (6) 募集要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には提案者に通知する。

5 公募スケジュール

実施内容	日程
募集要領等の公告	令和5年11月15日
参加表明書に関する質問書の提出	令和5年11月15日～11月21日
参加表明書に関する質問書の回答	令和5年11月28日
参加表明書及び資格確認書類の提出	令和5年11月15日～12月6日
施設見学申込	
提案資格確認結果の送付	令和5年12月13日
施設見学	令和5年12月18日～12月22日
企画提案書の作成に関する質疑の提出	令和5年12月18日～12月27日
企画提案書の作成に関する質疑の回答	令和6年1月12日
企画提案書の提出	令和5年12月18日～令和6年1月31日
プレゼンテーション	令和6年2月14日
選考結果通知(契約候補者の公表)	令和6年3月4日
詳細協議	令和6年3月11日～3月25日
契約(協定)締結	令和6年3月下旬

注記：スケジュールは予定であり、変更することがある。

6 募集要領等の交付

(1) 交付期間

令和5年11月15日(水)から令和5年12月6日(水)午後5時まで

(2) 交付方法

募集要領等の交付は、田原市公式ホームページにおいて行うものとする。

7 施設見学

参加資格を認めた事業者を対象に、以下の見学期間に対象施設の見学を行う。

説明会に参加を希望する事業者は、令和5年12月6日(水)午後5時までに「施設見学参加申込書」【様式第1号】を電子メールにより提出すること。

メール件名は『【会社名】令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業施設見学について』と記載し、送信確認として電話連絡すること。なお、施設見学に参加しなくてもプロポーザルに参加できる。

時間は各施設1時間以内、参加者は3名までとし、現地では係員の注意事項を遵守すること。

施設見学の期間は、令和5年12月18日～12月22日の間で、申し込みのあった事業者と調整し、詳細については別途通知する。

施設見学参加申込書提出先 田原市市民環境部環境政策課

E-mail : kankyo@city.tahara.aichi.jp

8 参加申込

(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 提出書類

以下の書類にそれぞれ書類番号を記した表紙とインデックスをつけ、A4縦型ファイルに綴じたものを1部提出すること。

※グループで参加の場合、③～⑤及び⑦については、参加者全ての構成員が提出すること。

①参加表明書【様式第2号】

②グループ構成表【様式第2号-2】

参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明記する。構成員の間で交わされた覚書等の内容を添付すること。各会社の履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）も添付すること。

③会社概要【様式第2号-3】

企業設立から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

- ・会社概要（商号又は名称、代表者役職氏名、所在地等）
- ・企業状況表
- ・有資格技術社員内訳表
- ・各役割の責任業務実績表

④経理状況説明書（様式は任意）

直近2決算期における次に掲げる書類を綴じたもの。写しも可とする。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株式資本等変動計算書
- ・キャッシュフロー計算書に相当するもの

⑤事業実績表【様式第2号-4】

過去5年度の同種事業の実績について、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。（最大5件まで記載）

- ・事業名 : 契約上の正式な名称を記載
- ・発注者 : 発注者名を記載
- ・受注形態 : 単独、グループなどの別を記載

- ・ 契約金額 : 当初の電力量単価などを記載
- ・ 契約年月日 : 契約締結日を記載
- ・ 契約期間 : 運用期間ではなく、契約期間を記載
- ・ 対象施設概要 : 対象となる施設の概要（用途、構造、規模等）を記載
- ・ 事業内容 : 同種性が分かるように記載のこと

⑥資格者届【様式第2号-5】

各資格者証の写し（表・裏）を提出すること。（各役割会社の下請け会社等の有資格者を使用する場合は、本届出に、その旨分かるように記載すること）

⑦暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式第2号-6】及び役員等氏名一覧表【様式第2号-7】

イ 提出期限

令和5年12月6日（水）午後5時（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

田原市環境政策課へ持参（土日曜日、祝日・休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで、ただし正午から午後1時までを除く）又は郵送すること。

なお、持参する場合は来庁時間の調整を図るため、来庁前日までに電話にて連絡をすること。郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、発送する前に電話にて連絡すること。それ以外の方法による提出は受け付けない。

9 企画提案書の作成に関する質疑の提出及び回答

プロポーザルの提出書類に関することで質疑がある場合は、以下により質疑書を提出すること。なお、提出期限までに到着しなかった質疑については、いかなる場合であっても回答しない。

(1) 提出書類

【様式第3号】 質疑書

(2) 提出期限

令和5年12月27日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先

田原市市民環境部環境政策課

E-mail : kankyo@city.tahara.aichi.jp

(4) 提出方法

電子メールにより提出。メール件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として電話連絡すること。

件名は、『【会社名】令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業に関する質疑について』と記載すること。

(5) 質疑への回答

提出された質疑書については、質問者の名称を伏せたうえ、令和6年1月12日（金）までに田原市ホームページにおいて回答を公表する。口頭による個別対応は行わない。

10 企画提案書について

(1) 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ア 企画提案書はA4縦長、横書き両面、左綴（2つ穴）にて作成し、表紙をつけること。
- イ 正本1部、副本10部提出すること。正本には表紙に社名、代表者名を記載すること。
- ウ 企画提案書は、一参加者一提案とする。

(2) 企画提案書作成

提案書の様式は次に示すとおりとする。

- ア 事業の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述する。

①提案書【様式第4号】（作成要領は仕様書による。）

②事業実施体制【様式第4号-2】

③事業実施スケジュール【様式第4号-3】

- イ 電気料金見積書【様式第5号】

電気料金見積書に記載する提案単価（税抜き）には、本事業に基づくすべての業務の対価を含むものとする。

過去の電力使用実績に基づいた年間予想電力使用量を【様式第5号-2】に示してあるが、この様式には提案単価（税込み）を記載し、年総額を算出すること。

表記する「本事業における温室効果ガス排出削減量等」を算出すること。

11 企画提案書及び見積書の提出について

(1) 提出方法等

企画提案書及び見積書は以下のとおり提出すること。受付は持参のみとし、郵送による提出は受け付けないものとする。なお、事前に電話連絡すること。来庁時間の調整を図るため、電話連絡については、来庁前日までに実施すること。

ア 提出部数 企画提案書：正本1部、副本10部 見積書：1部

イ 提出期限 令和6年1月31日（水）午後5時

ウ 提出方法 持参

エ 受付時間 午前9時から午後5時まで

オ 提出先 田原市市民環境部環境政策課

(2) 見積書に関する留意事項

見積書【様式第5号】には、提案事業者の名称及び代表者を記載の上、見積額の詳細がわかる見積内訳書（任意様式）を添付し提出すること。

12 評価

(1) 評価体制

令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において実施する。

(2) 評価内容

ア 技術面の審査

「企画提案書」及び「プレゼンテーション」により企画提案内容等を評価する。

イ 価格面の審査

提案見積書により、価格を評価する。

(3) 審査方法

企画提案書に基づく書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、評価の合計得点について、最得多点の者を当該事業の契約候補者とし、第2位の者を次点候補者として選定する。合計得点と同点の場合は、選定委員会委員の協議により同点者の順位を決定する。

なお、企画提案者数が6者以上の場合は、書類審査を行い、得点の高い5者を選考して、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(4) 評価基準について

別添「令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(5) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 選定委員会各委員の持ち点（190点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。提案者が一者の場合は、評価項目の「提案価格」を除く持ち点（140点）を合算した値の5割を最低基準点とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「自家消費率の上昇」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、「提案単価」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に選定委員の合議により契約候補者を決定する。

13 プレゼンテーションの概要

(1) 日程

令和6年2月14日（水）予定

(2) プレゼンテーション時間

ア 説明20分間、質問20分間（予定）

イ 詳細な日時及び場所は、後日、提案事業者に別途連絡する。

ウ 開始時間前5分間を準備時間、審査終了後5分間を片付時間とする。

エ 質問に関しては20分以内で終了する場合がある。

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、既に提出さ

れた企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

イ 資料の配布、差替え及び追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

ウ プレゼンテーションの提案事業者側の出席者総数は5名以内とする。

エ 本事業決定後の事業責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

オ パソコン等の機材は田原市で用意しないため、提案事業者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは田原市で用意する。

カ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

キ プレゼンテーションの内容は録音し、答弁は契約（協定）内容にも反映する。

14 審査結果

審査結果については、審査終了後、参加者全員に対して書面で通知するとともに、田原市ホームページにおいて次の事項を公表する。

- (1) 契約候補者の名称及び評価ポイント
- (2) 全提案事業者の評価点及び評価点内訳（表示はA社、B社とし、提案事業者名を伏せた状態で表示する。） ※評価点順
- (3) 選定委員会の委員の氏名及び選任理由

15 契約の締結等

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、詳細協議の相手方とする。
- (2) 契約条項及び事業仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について上限価格の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「3 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

16 企画提案の審査及び契約の延期について

天災その他やむを得ない理由により、企画提案の審査及び契約を行うことができないときは、延期するものとする。

17 企画提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しないとき。
- (2) プレゼンテーションを欠席したとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

- (4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又は、なした者が提案したとき。
- (5) 上限価格を超える提案をしたとき。
- (6) その他指示した事項に違反したとき。

18 その他

- (1) スケジュール変更がある場合には、その都度、提案事業者に通知する。
- (2) 本案件に関し、公告後、選定委員会及び評価対象部署と当該案件に関して故意に接触した者又は接触を求めた者（ただし、別の契約案件に伴う調整等により接触する場合は、この限りでない。）は、失格とする。
- (3) 参加表明書提出後、辞退する場合は参加辞退届【様式第6号】を田原市市民環境部環境政策課に提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、発送する前に電話にて連絡をすること。
- (4) 提案事業者が1者のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、当該提案事業者に帰属する。ただし、事業の選定結果の公表等において本市が事業に関し必要と認める用途については、企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の書類は、選定以外の目的のために無断で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書等の書類は、選定目的の範囲で複製することがある。
- (8) 本業務に関する資料を本業務企画提案以外の目的で使用する事及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (9) 企画提案書等に虚偽の記載をした者に対しては、入札参加停止の措置を行うことがある。
- (10) 契約締結後であっても、本調達において談合その他の不正行為の事実が発覚した場合は、契約を解除する場合がある。
- (11) 審査内容及び審査経過は公表しない。

19 企画提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

田原市 市民環境部 環境政策課

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1（田原市役所南庁舎2階）

電話：0531-23-7401（直通）

：0531-22-1111（代表）

FAX：0531-23-1832

E-mail：kankyo@city.tahara.aichi.jp

令和5年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業公募型プロポーザル評価基準

評価項目		評価の視点	配点
事業主体	1 事業の実施主体	事業者として法令遵守や経営状況に問題が無く、事業を円滑に執行できる体制が整っているか。	5
		同種事業の実績を十分有しているか。	5
事業計画	2 実施方針	市の基本方針や事業目的を理解し、事業における目標が適切に設定されているか。	5
	3 事業実施計画	事業収支の見込みや公益性等を考慮して、適切な事業計画が立てられており、当該計画が信頼できるか。	5
		施設整備計画や電力シミュレーションが適切に立てられており、実行性のある計画やシミュレーションとなっているか。	10
	4 リスク低減	本事業でのリスク想定がなされているか。また、その低減等に係る方策について提案されているか。	5
施工・維持管理	5 設計・工事等の品質管理	設備の設置、施工方法などに対し、優れた品質管理の提案があるか。（防水能力、風圧荷重等含む）	10
	6 工事施工、防水施工に係る保証、損害保険等	設備設置及び防水施工に係る保証期間並びに保証内容に対する十分な提案がされているか。事業期間中の防水施工等に関わる適切な提案があるか。 また、契約予定である損害保険等の提案は適切か。	15
	7 維持管理体制	具体性、妥当性のある維持管理体制や緊急時対応の体制が提案されているか。	5
	8 環境への配慮	施工中や維持管理において、施設周辺への配慮（騒音・振動対策、景観等）についての提案が妥当であるか。	10
	9 安全面の配慮	施工中の施設の利便性、安全性の確保や、維持管理において、安全面が確保されているか。	10
技術提案	10 発電容量等の規模（CO ₂ 排出削減）	事業の目的を理解し、再生可能エネルギーの地産地消に貢献する適切な規模の発電設備や再生可能エネルギー電力の供給について具体性のある提案がされているか。 対象施設の使用電力における自家消費率が適切な割合となっているか。 CO ₂ 排出削減に取り組む提案がなされ、施設全体においてCO ₂ の削減効果が高いシミュレーションとなっているか。	30
	11 創意工夫	施設において、電力の地産地消や再生可能エネルギーを有効活用するための創意工夫（独自提案）がされているか。	10
	12 災害時の電力供給	自立運転等の停電時の施設への電力供給について、実現性の高い提案となっているか。 また、レジリエンス向上に資する提案となっているか。	10

地域貢献	13	地域等への貢献	市内業者の活用や地域貢献についての提案がなされているか。	5
価格	14	提案価格(単価)	提案単価は、適切かつ安価か。	30
	15	提案価格(総額)	契約期間の全期間を通じた本事業に係る費用が適切かつ安価か。	20
合 計				190